

VII. 国内業務主体の契約

国内業務が全体の業務に対し過半を占める場合（業務人日で国内業務人日が全体の50%を超える場合）で、コンサルタント等契約として業務を発注する場合があります（該当の契約は企画競争説明書または入札説明書にその旨を記載します）。国内業務主体のコンサルタント等契約も基本的には通常のコンサルタント等契約と同様のガイドラインに基づく運用となりますが、以下の点については違いがありますので、ご注意ください。

1. 業務価格の費目構成

(1) 業務価格の費目構成

業務 価格	業務 原価	直接 原価	直接経費 (積上計上するもの)	旅費
				一般業務費
				通訳備上費
				報告書作成費
				機材費
				再委託費
	国内業務費			
			直接人件費	
		その他原価 (=間接原価+積上計上を除く直接経費)		
	一般業務費等			

(2) 業務価格

業務価格＝業務原価＋一般管理費等 業務原価＝直接人件費＋直接経費＋その他原価 その他原価＝直接人件費× α ／(1－ α) 一般管理費等＝業務原価× β ／(1－ β)

① 直接人件費単価

国土交通省の設計業務等技術者単価を準用

② 経費率

国土交通省の設計業務等標準積算基準¹を準用し、 $\alpha=35\%$ 、 $\beta=35\%$ とする。また、紛争影響国・地域については、 $\alpha=35\%$ 、 $\beta=40\%$ とする。

個人の場合は、 $\alpha=35\%$ 、 $\beta=0\%$ 、紛争影響国・地域についても、 $\alpha=35\%$ 、 $\beta=0\%$ とする。

区分	法人	個人
非紛争影響国・地域	$\alpha=35\%$ 、 $\beta=35\%$	$\alpha=35\%$ 、 $\beta=0\%$
紛争影響国・地域	$\alpha=35\%$ 、 $\beta=40\%$	$\alpha=35\%$ 、 $\beta=0\%$

2. 直接人件費基準月額（上限）

¹ [国土交通省：設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）](#) 令和4年度「土木設計業務等積算基準」を参照。

別添資料2 報酬単価表にある「国内業務主体の場合」の基準額を上限として提案ください。

3. 一般業務費

現地渡航にかかる査証代、予防接種代、海外旅行保険料は計上可能とします。計上する場合は、一般業務費-雑費として計上して下さい。

4. 日本国内での旅費・交通費

50kmを超える移動については旅費・交通費（航空賃、日当・宿泊料）を計上可能とします。計上する場合は、一般業務費-旅費・交通費として計上ください。

(1) 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）

勤務地より50km以上の移動の場合に計上可能とします。

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費により計算してください。ただし、日程上の必要性又はその他やむを得ない事情により、他の経路・方法をとる方が合理的である場合は、これを認めます。

航空券クラスは一律エコノミーとします。

航空便の利用は、最も経済的な通常の経路及び方法と認められる場合（以下の2条件を目安とする）に利用可能です。

- 鉄道による最短の移動時間が4時間を超える場合
- 航空運賃が鉄道運賃より安い場合、もしくは航空便の利用により旅行日程が短縮され、旅費総額が安くなる場合

タクシーの使用は、利用できる公共交通機関がない場合に限り、タクシー代を認めます。ただし1,000円未満の場合は日当に含まれる少額交通費とみなし、直接経費での計上は認めないこととします。

(2) 日当・宿泊料：

日当は一日の行程が100kmを超えた場合に支給します。日当及び宿泊料は、受注者の業務従事者は契約上の格付、それ以外の者は経験年数に応じ、表3の単価（上限）に基づき支出します。

表3 日当・宿泊単価表（上限）

（単位：円）（税抜）

業務従事者 （格付）	経験年数	日当 （1日）	宿泊料 （1泊）
1号	23年以上	1,500	14,000
2号、3号	13年以上	1,300	12,400
4号、5号	5年以上	1,100	10,300
6号	5年未満	850	8,200